

京都市告示第 290 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年2月5日付けで認可した南高田町自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成17年8月1日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更前の氏名・住所	変更後 代表者の氏名・住所	備 考
前田 博 京都市南区久世高田町 42-10	上段 嘉正 京都市南区久世高田町 35-55	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで
	山本 雅彦 京都市南区久世高田町 33-8	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
	内野 清文 京都市南区久世高田町 35の57	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで
	小林 政則 京都市南区久世高田町 35の50	平成17年4月1日から

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)